

市第79号議案

横浜市議会議員及び横浜市長の選挙における選挙運動の  
公費負担に関する条例の一部改正

横浜市議会議員及び横浜市長の選挙における選挙運動の公費負担  
に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年12月6日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市議会議員及び横浜市長の選挙における選挙運動の  
公費負担に関する条例の一部を改正する条例

横浜市議会議員及び横浜市長の選挙における選挙運動の公費負担  
に関する条例（平成5年6月横浜市条例第36号）の一部を次のよう  
に改正する。

第1条中「、横浜市長の選挙における」を「、」に、「並びに横  
横浜市議会議員及び横浜市長の選挙における」を「及び」に改める。

第6条中「横浜市長の選挙における」を削り、「作成枚数（」の  
次に「横浜市議会議員の選挙にあつては当該作成枚数が8,000枚を  
超える場合には8,000枚、横浜市長の選挙にあつては」を加え、「  
、70,000枚」を「70,000枚」に改める。

第7条中「その旨を」の次に「、横浜市議会議員の選挙にあつて  
は当該区の選挙管理委員会を經由して市委員会に、横浜市長の選挙  
にあつては」を加える。

第8条中「横浜市長の選挙における」を削り、「作成枚数（」の  
次に「横浜市議会議員の選挙にあつては当該候補者を通じて8,000  
枚以内のものであることにつき、横浜市長の選挙にあつては」を加

える。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、平成31年3月1日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この条例による改正後の横浜市議会議員及び横浜市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後にその期日を告示される選挙について適用し、同日前にその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

#### 提 案 理 由

公職選挙法の一部改正に伴い、横浜市議会議員の選挙における選挙運動用ビラの作成を公費負担するため、横浜市議会議員及び横浜市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正したいので提案する。

## 参 考

横浜市議会議員及び横浜市長の選挙における選挙運動の  
公費負担に関する条例（抜粋）

（上段 改正案  
下段 現 行）

（趣旨）

第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、横浜市議会議員及び横浜市長の選挙における法第141条第1項の自動車（以下「選挙運動用自動車」という。）の使用、横浜市長の選挙における法第142条第1項第5号のビラ（以下「選挙運動用ビラ」という。）の作成及び並びに横浜市議会議員及び横浜市長の選挙における法第143条第1項第5号のポスター（以下「選挙運動用ポスター」という。）の作成の公費負担に関し必要な事項を定めるものとする。

（選挙運動用ビラの作成の公費負担）

第6条 横浜市長の選挙における候補者は、第8条各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額に選挙運動用ビラの作成枚数（横浜市議会議員の選挙にあつては当該作成枚数が8,000枚を超える場合には8,000枚、横浜市長の選挙にあつては当該作成枚数が70,000枚を超える場合には $\frac{70,000 \text{ 枚}}{70,000 \text{ 枚}}$ ）を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

（選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出）

第7条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ビラの作成を業とする者との間において選挙運動用ビラの作成に関し有償契約を

締結し、市委員会が定めるところにより、その旨を、横浜市議会議員の選挙にあっては当該区の選挙管理委員会を經由して市委員会に、横浜市長の選挙にあっては市委員会に届け出なければならない。

(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続)

第8条 横浜市は、横浜市長の選挙における候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合にあっては、当該各号に定めるところにより算定した金額）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（横浜市議会議員の選挙にあっては当該候補者を通じて8,000枚以内のものであることにつき、横浜市長の選挙にあっては当該候補者を通じて70,000枚以内のものであることにつき、市委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、市委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

(第1号及び第2号省略)